

令和8年度 稼げるガイド育成に向けたキャリア構築支援事業委託業務  
企画提案指示書

1 業務名

令和8年度稼げるガイド育成に向けたキャリア構築支援事業委託業務

2 業務の目的

本事業は、アウトドアガイド業への新規参入者等を対象に、ガイドの収益力向上を支援することにより、本道におけるガイド業の魅力を向上させることを目的とする。

背景としては、アドベンチャートラベル・ワールドサミット 北海道・日本(ATWS2023)の開催等を契機に、外国語やサステナビリティへの知見等を備えた質の高いガイドの育成・確保が求められるようになった一方、道認定ガイドを対象とした調査によると、多くのガイドの収入は400万円未満と本道の全産業平均より低位にとどまっていることなどが挙げられる。こうしたことから、良質なガイド人材の確保に向けては、ガイド業を営むためのノウハウの習得支援やアウトドア事業者の経営の安定化支援などが必要である。

そのため、本事業を通じ、ガイド業の経営に関する知識の習得を通じた収益力向上に加え、ロールモデルの設定や実務研修を通じたキャリアの構築、マッチング支援による業務の受注機会拡大などに取り組むことにより、アウトドア事業者の経営安定化を図るものである。

3 委託業務の内容

業務を実施する事業者は、2の目的を達成するため、以下の内容に沿った提案をすること。なお、詳細については当該委託業務の契約締結後、北海道と協議の上決定する。

(1) 本道におけるアウトドアガイド業の実態把握及び課題の抽出

本道におけるアウトドアガイド業の実態把握に資する調査を実施し、ガイド及びアウトドア事業者の収益向上に向けた課題を抽出すること。

また、本調査で得た課題をもとに、3(2)～(5)の取組を企画・設計・実施すること。

(2) ガイド業新規参入者向けセミナーの企画開催

主にガイド業を新たに開始したガイドを対象とし、開業や集客等、開業初期にガイド業で直面しやすい課題を想定し、情報提供・相談を行うセミナーを以下のとおり開催すること。

ア 開催日程

令和8年(2026年)9月下旬までに開催すること。

イ 開催回数及び地域

道内各地域のガイドの人数等を踏まえ、効果的な開催回数、地域、会場を提案するとともに、目標参加人数を設定すること。

ウ プログラム及び講師の選定について

ガイド業新規参入者を主な対象者とし、道内のガイド業の実情を踏まえ、適切な講師及びテーマを提案すること。なお、講師は本道で活動している知事認定ガイドを含むこと。

エ アンケートの実施

参加者を対象にアンケートを実施すること。内容については道と協議の上決定すること。

オ その他

主な参加者は北海道アウトドアガイド資格または北海道アドベンチャートラベルガイド資格保持者を想定しているが、いずれの資格も取得していない参加者に対しては受講後の取得を推奨するため、資格の PR 機会を設けること。

(3) ガイド事業所における実地研修の実施

ガイディングの技能や事業経営に関する実務を学ぶため、専門をめざすアクティビティガイド等を道内のガイド事業所に派遣する、OJT (On the Job Training) 研修を実施すること。

ア 実施日程

(1)のセミナー終了後、希望者及び受入事業所と調整の上、グリーン期の間に終了するよう実施すること。

研修の1人あたり日数や事業所における1回当たりの受入人数については、ガイディング技能や経営に係る実務を修得する上で最も効率的な日数及び人数を提案すること。

イ 対象者

(1)に参加したアクティビティガイドから参加希望者を募集すること。

ウ 受入事業所との調整等

北海道アウトドアガイド資格及び北海道アドベンチャートラベルガイド資格のアクティビティ分野を想定し、適切な受入事業所及び効果的な実習内容を提案すること(ただし、サイドカントリー、バックカントリー、スルーガイドを除く)。

研修の実施に当たっては、希望者のアクティビティ分野や経験を勘案し、適切な受入事業所を選定・調整すること。

エ アンケートの実施

参加者を対象にアンケートを実施すること。内容については道と協議の上決定すること。

(4) 実地研修修了者によるツアー実習の実施

(2)の実地研修参加者を対象とした、ガイディング技能向上のため専門家の助言を受ける場として、ツアー形式の実習を実施すること。

ア 実施日程

(2)の研修終了後、グリーン期の間に実施すること。

イ 対象者

(2)の研修修了者のうち、ガイディングの実施及び専門家による助言を希望する者を募集すること。

ウ 専門家の選定

ツアー実習に同行し、ガイドに助言を行うアドバイザーの適切な人選及び人数を提案すること。なお、アドバイザーには、高付加価値の個人旅行者の嗜好を熟知する専門家1名、高付加価値の個人旅行等を取り扱う旅行会社・DMC等1名を必ず含むこと。

エ 行程等について

希望者数及び希望者のアクティビティ分野を勘案の上、行程を検討し実施すること。なお、行程の決定に当たっては、道と協議を行うこと。

オ アンケートの実施

参加者を対象にアンケートを実施すること。内容については道と協議の上決定すること。

(5) ガイドと観光関連事業者とのマッチング相談会の開催

ガイドの活躍機会創出に向け、ガイドを起用するDMC・旅行会社・観光協会・DMO・観光関連施設等とガイドとのマッチング相談会を開催すること。

ア 実施日程

令和9年(2027年)1月末までに開催すること。

イ 会場

札幌市内とし、適切な会場を提案すること。

また、遠方の参加者の都合を勘案し、オンラインも併催すること。

ウ 対象者

ガイドとの連携やガイドの雇用(臨時的雇用を含む)を検討している事業者など、想定される参加事業者を列挙すること。

ガイド側の対象は、(1)~(3)の参加者のほか、北海道アウトドアガイド資格保持者、北海道アドベンチャートラベルガイド資格保持者、その他道内を主な拠点とするガイドとする。

エ 参加者の募集について

ガイド及び観光事業者の募集を行うこと。特に、今後のガイドの活動に繋がるような観光事業者の参加候補者及び効果的な募集方法について提案すること。

オ 内容について

本相談会は、ガイドからのコンテンツ売り込みや観光関連事業者からのガイド依頼のほか、今後の商談等に向けた意見交換等の場として活用いただくことを念頭に、スケジュールやマッチング、配席等について企画・検討すること。

カ アンケートの実施

参加者を対象にアンケートを実施すること。内容については道と協議の上決定すること。

(6) 上記(1)~(4)に付随するその他の業務

事業を円滑に進めるため、特に工夫する事項等があれば併せて提案すること。

(7) 報告書の作成及び提出

(1)~(5)の実施経過を正確に記録した上で、本事業の成果及び課題を取りまとめた報告書を作成し、紙及び電子媒体により提出すること。なお、各媒体の仕様及び提出部数については、道と協議の上決定すること。

4 留意事項

### (1) 守秘義務

- ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。
- イ 業務の執行に当たり、各機関が開示した情報であっても、他の機関へ申し送るなど、外部へ情報提供をする際には、当該機関の了解を得なければならない。

### (2) 再委託の禁止

- ア 再委託は原則として禁止する。特に、以下の場合は一切認めない。
  - (ア) 委託業務をそのまま全部再委託する場合
  - (イ) 委託業務の主要な部分を再委託する場合
- イ 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託をさせようとする第三者の称号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく受託者は変更の届出を提出するものとする。
  - (ア) 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
  - (イ) 再委託することに合理的な理由があるとき。
  - (ウ) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- ウ 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（再委託をする相手方の称号または名称及び住所、業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

### (3) その他

業務内容の詳細については、別途、道及び受託者が協議し決定するほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上、修正・変更が加えられる場合がある。

また、業務の実施に当たっては、道と十分に協議しながら実施すること。

## 5 委託業務の契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月5日（金）まで

## 6 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 単体法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ア 単体法人は道内に事務所又は事業所を有すること。また、コンソーシアムの場合は道内に事務所又は事業所を有する構成員を含むこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ウ 北海道の指名競争入札参加者指名停止事務要領(平成4年9月11日付け局総第 461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
- オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- キ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実施的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- ク 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- ケ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- コ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

## 7 委託業務事業費(積算の上限額)

委託料 21,886 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 8 手続等について

### (1) 担当部局

北海道経済部観光局観光振興課(AT 推進) 担当:松原

【連絡先】

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階

電話 011-231-4111(内線 26-596)

FAX 011-232-4120

メールアドレス kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp

※ メールのはじめは「【稼げるガイド事業】〇〇〇〇〇について」としてください。

### (2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から令和8年(2026年)4月10日(金)まで

イ 交付場所 8-(1)の場所で交付する

### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和8年(2026年)4月10日(金)17時 必着
- イ 提出場所 8-(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(特定記録や書留など配達状況が追跡できるものに限る)
- エ 提出部数 1部
- オ 作成方法 別紙「令和8年度稼げるガイド育成に向けたキャリア構築支援事業委託業務参加表明書作成要領」による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和8年(2026年)4月24日(金)17時 必着
- イ 提出場所 8-(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(特定記録や書留など配達状況が追跡できるものに限る)
- エ 提出部数 8部
  - ※ うち、①表紙及び文中に提案者名を記入したもの : 1部
  - うち、②表紙及び文中に提案書名を記入しないもの: 7部
  - (②のうち1部は左綴じせずダブルクリップ等で留めて提出すること)
- オ 作成方法 別紙「令和8年度稼げるガイド育成に向けたキャリア構築支援事業委託業務企画提案書作成要領」による。

9 企画提案の審査基準

審査は、次の項目について評価するので、留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力

- ア 業務処理能力
  - (ア) 業務を遂行するに当たって十分な能力・実績を有しているか。
  - (イ) 業務スケジュールを含め全体的な業務計画に問題はないか。
- イ 業務処理体制
  - (ア) 業務の実施体制、役割分担が明確にされているか。
  - (イ) アウトドアガイド、アウトドア観光事業者及び関係団体などとの連携・協力体制が構築されているか。

(2) 企画提案の適合性

- ア 調査の実施
  - 調査方法及び調査対象について適切に提案されているか。
- イ セミナーの開催
  - (ア) 実施内容、回数、場所について適切に提案されているか。
  - (イ) セミナーのテーマについて、企画提案指示書の趣旨に基づき適切に提案されているか。
- ウ 実地研修の実施
  - (ア) 受入事業所の選定及び研修内容について適切に提案されているか。
  - (イ) 希望者と事業所のマッチング方法について適切に提案されているか。
- エ ツアー実習の実施

- (ア) 実施内容、回数、場所について適切に提案されているか。
- (イ) ガイドに助言する専門家の人選について適切に提案されているか。
- オ マッチング相談会の開催
  - (ア) 実施内容、場所について適切に提案されているか。
  - (イ) 参加を依頼する観光関係事業者と、その募集方法について適切に提案されているか。
- カ 事業費積算
  - 事業費の配分は、提案内容に対して適切であるか。
- キ 追加提案内容
  - 事業をより効果的に遂行するため、提案者の知見等を活かした追加提案事項が提案されているか。

### (3) 道施策との適合性

- ア 北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課所管)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか。
- エ 北海道の「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録を行っているか。

## 10 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに8-(1)に記載の担当者に連絡すること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 契約保証金の納付：要(但し、免除規定あり)
- (8) 関連情報を収集するための窓口：8-(1)に同じ。
- (9) プロポーザルに関する説明
  - 提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。ただし、提出者が5者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (10) 審査結果及び特定者名
  - 公表する。